家事審判官	主任調査官等

# 調査報告書

#### 家事審判官 殿

平成25年5月9日

高松家庭裁判所





事件の表示:

平成24年(家)

面接交涉 事件

当事者の表示

申 立 人:

相 手 方:

未成年者 :

(461), (462), (463)

受命年月日: 平成24年12月18日

調 査 事 項 : 子の意向・心情, 生活状況

調査経過

年月日:調查対象,調查場所,調查方法等

24.12.26 相手方の代理人事務所に電話連絡。事務員応答。

※調査日程の調整を依頼した。

24.12.26 相手方代理人事務所事務員から電話運絡

「書記官からは、1月18日までに意見書を提出するよう指示

されており、意見書提出前の調査になるのか。」

※冬休み期間の方が未成年者らの都合がつきやすいものと考えて いるが,無理であれば1月末頃までに調査をしたい旨を伝えた。

24.12.27 相手方代理人事務所事務員から電話連絡

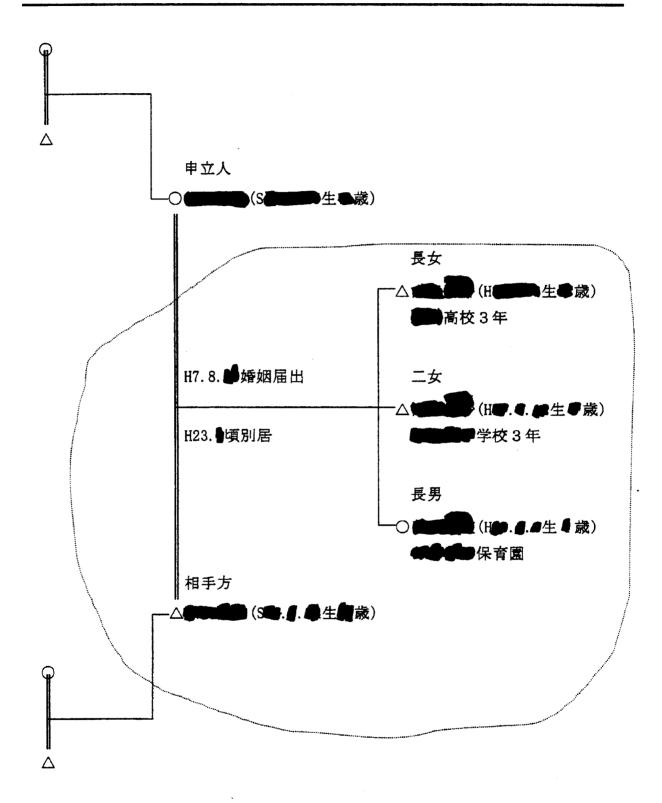
「冬休み期間は予定が入っているので,調査は,意見書提出後

にしてもらいたい。追って候補日を連絡する。なお、未成年者■ ■を出頭させることは難しいので,家庭訪問で必要な調査をして

もらいたい。」

25.1.9 相手方代理人事務所事務員から電話連絡
「家庭訪問の候補日は2月 🛢 日, 2月 🔀 日である。未成年者
■については、2月末までは出頭できない。」
※家庭訪問を2月■日午後5時にすることにした。
25.1.16 相手方代理人事務所事務員から電話連絡
※未成年者 の調査日について連絡を取り合ったもの。
25.2.4 相手方代理人事務所に電話連絡。担当者不在。
25.2.5 相手方代理人事務所 事務員から電話連絡
(1) 家庭訪問日程について確認した。また,家庭訪問時,未成年者
に対しては,①お父さんが子どもたちと会うことについて,父母
が話合いをしていること、②子どもに関係することなので気持ち
を聞きに来たこと,③聞いた内容はお父さん,お母さんに伝える
(2) 小学校及び保育園の先生に,①最近の子の状況について以前と
変化がないかどうか、②週末の行事予定について確認する予定で
あることを伝えた。
(3) 未成年者 の日程について確認した。
なお、相手方代理人が子の調査に同席することを検討していると
のことであったので、心情を聴取する部分では席を外してもらうこ
とになろうと回答した。
25.2.7 相手方代理人事務所 事務員から電話連絡
(1) 家庭訪問時の子に対する説明は相手方に伝えた。なお,代理人
が調査に同席することはない予定である。
(2) 小学校,保育園には,相手方から事前連絡をしておく。
(3) 未成年者 の調査は,2月21日午後5時過ぎでよい。
25.2.8 相手方宅家庭訪問(午後5時から午後6時15分)。未成年者■
●, ● と面接。
25.2.21 未成年者 と当庁において面接
25.2.27 保育園に電話連絡。 園長不在。
25.2.27 高松市立 教諭(未成年者 の担任)に電
話連絡

25.3.1 保育園に電話連絡。 園長不在。
25.3.13 保育園 園長に電話連絡
25.4.2 家事審判官と協議
25.4.2 相手方代理人事務所に電話連絡
※審判官と協議した結果、調査官の意見に面会交流の可否、方法等
について盛り込むことになったため,面会交流の具体的受渡方法,
実施する曜日などについて、意見があれば出してもらいたいことを
伝えた。
25.4.23 相手方代理人事務所に電話。進捗状況を確認したい旨を伝えた。
25.4.25 相手方代理人事務所 事務員に電話
「明日、代理人が相手方に面談した上で、意見を提出する予定であ
る。」
25.4.25 申立人から電話連絡。当職不在。
25.4.25 申立人に電話連絡
経過を説明し、5月上旬に報告予定であることを伝えた。
25.5.8 相手方代理人から電話連絡。電話聴取書のとおり。
<u></u>
·



#### 1 未成年者の生活状況について

相手方提出の生活状況報告書のとおりである。相手方に面接で確認し、補足 したものを別添「現在の生活リズム」にまとめ、添付する。

#### 2 未成年者 , しの面接結果

居間で相手方から未成年者らの生活状況を10分程聴取した後、相手方には部屋から出てもらい、未成年者 した。面接をした。面接中、相手方は、隣の台所で料理をしており、ふすまを閉めていたので姿は見えない状態であった。

当職は、①お父さんが未成年者らに会いたいと思っており、そのことでお母さんと裁判所で話合いをしてきたこと、②当職はお父さんとお母さんの話合いに立ち会ってきた裁判所の職員であること、③未成年者らにかかわる大事なことなので話を聞きに来たこと、④聞いた話はお父さん、お母さんにも伝わることを説明した。また、加えて、別れて暮らしていても親子なので面会交流は原則実施されるべきものであることも説明した。未成年者とは当職に近づき、口の中のチョコボールを見せるなど人なつっこい態度であった。持参した磁気式メモボードを見せると、未成年者とはアンパンマンを書いてもらいたいと言いだし、それを受けて未成年者とはアンパンマンやドキンちゃんを書き始めた。

しばらくお絵描きをするなどした後、未成年者らが当職の荷物の中に〇と×が描かれたうちわがあるのを発見した。そこで、〇×のクイズ形式で面接を始めることにした。当職が大小2組のうちわを出すと、未成年者は、はりにキャラクターの描かれた大きいうちわを使わせてあげようとしたが、のはいさい方を選んだ。二人同席で面接を進めた。

Q **100** さん, **100** くんは、お母さんが作ってくれるカレーライスが大好きです。

二人とも〇を上げた。二人ともカレーは大好きとのことである。

未成年者とは〇を上げ、未成年者とは×を上げた。未成年者とは、本当はバーベキューじゃなくて、梅干しが好きだと述べた。未成年者とは、

カレーが好きで、バナナ、パイナップルも好きだと述べた。

Q mata さん、 くんのお父さんの名前は、 です。

未成年者は分からないと述べ、未成年者は×を上げた。

Q お父さんは怒ると怖いですが、ふだんはやさしいです。

未成年者のは〇を上げ、未成年者のは×を上げた。すると未成年者のは、またに「だっこしてもらったり、おもちゃ買ってもらったりしたじゃない。」と声を掛けた。未成年者のによると、本当は怒っても怖くないとのことであった。

Q さん、 くんのお母さんの名前は、 です。

未成年者のは〇を上げ、 は×を上げた。

Q お母さんは怒ると怖いですが、ふだんはやさしいです。

未成年者のは最初×を上げたが、その後〇と×の両方を上げた。 は○ を上げた。未成年者のは、「怒るときもあるし、怒ることが多い。」と述べたので、どのようなときに怒られるのか尋ねると、「お姉ちゃんが腹立っていて、それで何だか(自分も)おこられる。」と答えた。

Q **##**さん, **考慮**くんはお父さんが離れて暮らしている理由を知っています。

未成年者■■は○を上げ、「見ていた。家の前でけんかして、それで離れ (て暮らすことになっ)た。」と述べた。■■はどちらも上げなかった。

Q **は**さん, **は** くんのお父さんは, **は** さん, **は** くんに会いに来ること があります。

二人とも〇を上げた。未成年者

Q はさん、 くんはお父さんが会いに来るのを楽しみにしています。

未成年者**自然**は、「どっちもどっち」と述べ、〇も×も上げず、**は**は×を上げた。理由を尋ねると、未成年者**は**は「何となく」と答え、**は**は「おもちゃを買ってくれるのはいい。」と述べた。

Q **は**さん, **は**くんのお母さんは, **は**さん, **と**はくんがお父さんと遊ぶ ことを喜んでいます。

未成年者 は〇を上げ、 は〇、×両方を上げた。主語述語の関係が分かりにくい質問だったため、未成年者 が意味を取り違えていないか確認したが、〇とのことであった。

- Q さん、 くんはお父さんと一緒に遊ぶのが大好きです。
  - 二人とも〇を上げた。当職が何をして遊ぶのか尋ねると、未成年者は、「お父さんの家に行ったとき、ゴルフとかした。」と答えた。未成年者は、「かき氷を食べた。」と答えた。
- Q さん、 くんはお母さんと一緒に遊ぶのが大好きです。

未成年者■■は、「遊んだことない。」と答え、○、×は上げず、■■は○ を上げた。

未成年者 は、〇と×の両方を上げた。「どっちもどっち」と言うので尋ねると、お姉ちゃんはサッカーとかバスケとか忙しいときもあるし、忙しくないときもあるから。」とのことであった。ここから未成年者 は応答に加わらなくなった。

Q **さん**, **な**くんは、お父さんのおうちにお泊まりに行くのを楽しみに しています。

未成年者は「それは、ないけん。」と言い、×を上げた。「それはないけん。」と確認すると、「泊まりに行ったことがない。」と答えた。

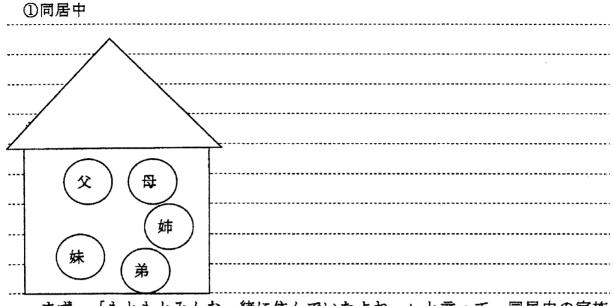
続いて、当職は、未成年者 に、「家族と思う人を描いてください。」と言って、小さな円に切り抜いた画用紙を多数渡した。 は、「そら」、「おかあさん」、「おねいちゃん」、「おばあちゃん」、「ひいばあちゃん」、

「じいちゃん」の顔を描き、裏にそれら文字を書いた。当職が、祖父母、曾祖母について尋ねると、「大阪にいる。たまに行くことがある。」と答えた。続いて、申立人を書かないのか尋ねると、「お父さんは、今は一緒にいない。」と答えた。家族として、一緒に住む母、姉、弟と母方祖父母、曾祖母をイメージしている様子であった。この間、未成年者 に対しては、くまの家族(父、母、姉、妹、弟の構成)の塗り絵をやってもらった。未成年者 は、

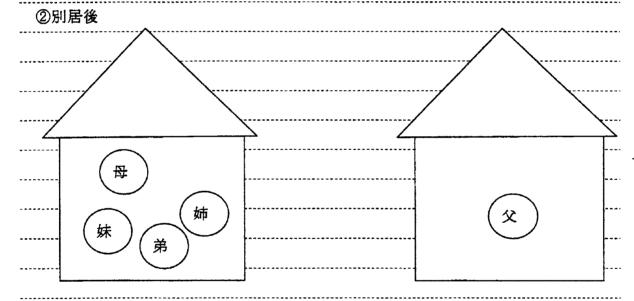
「お父さん。お父さんをピンクで塗る。」と言って塗り始め,「この家には,

ボン、おかあさん、 くんがいる。○○(注:テレビ番組を幾つか述べていたが、聞き取れなかった。)を見る。」等と話しながら、色を塗った。途中から、未成年者も手伝って塗り絵を終えた。

次に未成年者 に対しては、画用紙に描いた家の絵に、塗り絵をしたくま の家族を配置し、時系列による家族構成の変化を示しながら、面接を進めた。



まず,「もともとみんな一緒に住んでいたよね。」と言って,同居中の家族の状態を作って示した。



次に、「お母さんと子どもたちがここに住むようになったんだね。」と言って、母と未成年者らのくまをもう1軒の家に移動し、別居後の現在の状況を作った。

ここで、父が未成年者らに会いに来たり、未成年者らが父に会いに行ったりすることがあるのか、くまを動かしながら尋ねた。未成年者は、「(未成年者らが住む)こっちの家に(父が)来ることはない。こっち(父宅)に行ったことはある。」と答えたので、そのときの様子を尋ねると、「お店で待ち合わせをして、お肉を買って、お父さんの家に行って、バーベキューしたり、水族館に行ったりした。」と答え、さらに「それから、 数室に来たり、

■保育園に来たりすることがある。」と述べた。当職が、くまを動かしな がら、父と未成年者らが会う機会があるのとないのとどちらがよいか尋ねる と、未成年者 は「5人で一緒に住むのがよい。」と言うので、それが可能 か尋ねると、「できない。」と答えた。理由は、「お母さんがお父さんにお金 を渡したのに、仕事しないで、お母さんは一緒に住みたくないと言ってい る。」と答えた。父母が一緒に住めない状態で、父と未成年者らが行ったり来 たりするのと、行ったり来たりしないのとどちらが良いか尋ねると、未成年者 **■■は「行ったり来たりできるのがいい。」と答えた。調査官が「(父宅で)** お泊まりをするのはどうか。」と尋ねると、未成年者のはは「お母さんが怒 る。」と答えた。調査官が未成年者**■■**の気持ちとしてはどうかと尋ねると 「泊まるなら3日くらいがいい。」と答えた。面会交流の時間は「もっと長い のがいい。」と言い(調査官が確認したところ,過去2回の面会交流と比較 し、もっと長い時間を希望するとのことであった。),「お父さんと会う回数 は、週に何日とか、月に何日とかではどう。」と尋ねたところ、「週に1日く らい。」と答えた。調査官が、そのような気持ちを父母に伝えたことがあるか 尋ねると,ないと答え,理由はお母さんに怒られるからと述べた。調査官が, 面会交流に行く際, 3人一緒でなければいけないか, 一人ずつや未成年者 とこの二人で面会することもあり得るのか尋ねると、「お母さんが怒る。」 と答えた。怒られなかったら一人でも会いに行きたいか尋ねると,「行きた い。」と答えた。未成年者とは、申立人の電話番号は知らないし、父宅まで −人で行くことはできないと述べた。この間,未成年者■■は,部屋の中を動 き回って遊んでいた。調査官は未成年者 にも、面会交流は3人一緒でない といけないか、未成年者と二人や未成年者の一人で行くことも考えられ るか確認したが、返事はなかった。未成年者のは、 たりして喜んでたじゃない。」と声を掛けたが、返事はなかった。当職が、未 が申立人を父と認識しているか聞くと,未成年者■■は! ■に「覚えている。」と質問した。未成年者■■は「覚えていない。」と答え た。

最後に、当職は、聞いた内容を裁判官に報告し、当事者双方にも伝えること を説明した。また、面会の頻度等について、これから裁判所で考えていく旨を 説明した。 面接を終了し、帰宅する旨を説明すると、未成年者 はだっこをせがむな どしがみついてきた。少し遊んで、家庭訪問を終了した。

- 3 未成年者 の面接結果(2月21日午後5時30分から6時10分)
  - (1) 面会交流の取決めについて

自分から父に会いたいと思うことはないが、父が会いたいと言うのであれば会ってもよい。平日の帰宅時間は遅く、土日曜日は部活があるので、頻度を定めた面会交流を決められても実現は難しい。申立書記載のとおり、自分が父との交流を求めるときに母が妨害してはならない旨を定めることで差し支えない。

なお、妹、弟と父が面会交流するにあたって、これまでのように自分が付 添いをすることは面倒に思うし、忙しいので難しい。

- (2) 生活状況について
  - 11月にバスケットボール部をやめて、サッカー部に入った。平日の帰宅 は午後8時頃で、遅いときは10時頃になることもある。週末も練習や試合 があるので休みはない。
- (3) 試行的面会交流について

昨年8月と11月に,妹,弟と一緒に父と面会をした。

8月は、イオンで待ち合わせをして、買物をしてから父宅に行って、焼き肉をした。妹、弟はおもちゃを買ってもらい、父と一緒に遊んでいたが、自分はリビングで携帯電話をいじっていた。忘れ物があったため、15時の約束時間に10分位遅れた。父に頼まれ、母にCメール(SMS)をしたが、届いたかどうかは分からない。遅れたことで、母は怒っていた。

11月は、イオンで待ち合わせをした後、屋島の水族館に行った。妹、弟は父と水族館に入り、自分は車で待っていた。その後、マクドナルドに寄っ

て、イオンに戻った。

面会の間、妹、弟が父と一緒にいて、自分は離れていることが多かったが、自分も父と少し話をした。妹と弟は普通に父と遊んだり、話したりしていた。弟は父を「父親」と認識していたと思う。

このとき以外に、父とは会っていないし、連絡もとっていない。

4 高松市立 小学校 教諭の陳述要旨

昨年6月の調査後、未成年者 の状況に大きな変化はない。元気に登校し

ており、心配するようなことはない。
前回調査後,参観日,音楽会,遠足など行事予定表に記載されたすべての学
校行事に申立人は参加している。参加した際,未成年者 は申立人に抱きつ
くなど喜んでいる。相手方は申立人と顔を合わせないようにして <b>、参観後</b> の懇
談に出席している。放課後児童クラブで相手方と未成年者███が一緒の場面を
何度か見ているが, そういったときには未成年者 <b>は</b> 相手方と仲良くしてお
り,父母どちらとも関係がよい。
なお、週末の学校行事は、今年度は音楽会、運動会、西っこ祭り(バザー)
の3回だった。年度による変動はあるが、極端に多くなることはない。
5 保育園 園長の陳述要旨
未成年者 の状況は、昨年6月の調査時と大きく変化はない。健康状態、
成育状況,情緒の安定性など心配なことはない。
申立人の保育園訪問状況も昨年と変わりない。毎週来訪し、教室の外から未
成年者の様子を見ている。未成年者は、特段の反応をしていないが、
一度だけ、申立人宅で面会交流をしたすぐ後の頃、未成年者
り寄ったことがあった。
保育園の週末の行事は、遠足、保育参観、生活発表など年間 6 , 7 日で、土
曜日が <b>多</b> い。

### 調査官の意見

- 1 未成年者 は、積極的に面会交流の希望があるわけではないが、拒否もして おらず、申立ての趣旨どおりの取決めをすることで良いと述べている。年齢か らその意向を尊重した決定をすることが相当と考える。
- 2 未成年者 は、相手方が怒るのではないかと気にしながらも、頻度を多くし、時間を長くしたいと面会交流に積極的な心情を示した。申立人に親和的感情を持ち、面会交流を強く望んでいる様子がうかがわれる。未成年者 は、年齢が低く、面会交流についての心情を聴取することはできなかった。特段、申立人や調停中に行った試行的面会交流について、拒否的な気持ちが表されることもなかった。
- 3 学校や保育園の情報からすれば、未成年者 の心情や生活は安定しており、特別配慮を必要とする状況になく、また、未成年者 と申立人との関係は良好であることがうかがわれる。未成年者 の陳述によれば、試行的面会交流の際の、未成年者 と申立人との関係は良好であり、申立人の未成年者らに対する接し方に問題は見られない。
- 4 未成年者 については、年齢が低く、面会交流を実施するに当たり、 双方の信頼、協力が必要であるところ、調停での働きかけを経てもそのような 状況になく、未成年者 は面会交流に関する心情を表明するに当たっても、 監護親の意向を気にしている様子がうかがわれた。唯一この点が面会交流を実 行する上で困難かつ配慮すべき事情となっている。
- 5 相手方は、面会交流が未成年者に過度な負担を強いると主張するが、上述のとおり、未成年者 の心情や申立人との関係性、試行的面会交流の状況等を考えれば、父母に信頼関係がないことの影響を除き、過度な負担になるとは考えられない。面会交流の意義、未成年者の年齢等を考慮すれば、双方の努力により、月2回程度の面会交流を確保することが望まれる。ただし、双方の関係性の現状や面会交流が実施されていない現状を考えれば、調整期間として3箇月程度は月1回の頻度とする方が子の負担が少ないであろう。相手方は、送迎の負担を主張するが、具体的なものではないし、相手方宅近辺で受渡をするなど負担の少ない受渡方法を考える余地もある。日時については、試行的面会交流(午前10時から午後3時までの5時間)が問題なく行われた実績等を考慮し、休日に実施するのであれば8時間程度は実行可能と思われる。休日1

回,平日1回とすることも考えられるが,当事者双方の主張等からすれば,休
日に2回実施することが相当であろう。宿泊についても今後実施されるべきも
のと考えるが,現状ではその可否,頻度について判断できる状況になく,日帰
りの面会交流を続ける中で、改めて双方が協議し、検討することが相当と考え
<u></u> る。
6 以上から,面会交流について次のとおりとすることが相当と考える。
(1) 未成年者 について
相手方は、未成年者■■が申立人との面会交流を求めるとき、これを妨害
してはならない。
(2) 未成年者 (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
相手方は、申立人に対して、以下の日時、方法で、申立人が未成年者
■と面会交流することを許さなければならない。
ア 月2回,毎月第1日曜日,第3日曜日の午前10時から午後6時までと
する。ただし、最初の3箇月間は、月1回、毎月第1日曜日のみとする。
イ 受渡場所は、当事者間で協議して定めるが、協議が調わないときは、▲
とする。
ウ 相手方は、面会交流開始時に、受 <b>渡場</b> 所において未成年者 <b>の</b>
申立人に引き渡し、申立人は、面会交流終了時に、受渡場所において未成
年者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
エ 未成年者らの病気その他やむを得ない事情により面会交流を実施できな
い場合は、当該事情の生じた者が他方に速やかに連絡し、未成年者らの福
祉を考慮して双方協議の上、代替日を決める。代替日は原則として、予定
日の1週間後の同時刻とする。
<u></u>

## 現在の生活リズム

	長女	二女	長男	相手方
起床	6時 0分頃	7時 0分頃	7時 0分頃	5時 30分頃
朝食	6時 10分頃	7時 10分頃 ( )	7時 10分頃 ( )	時 分頃
登校・登園・出勤	6時 40分頃	7時 40分頃 (冬季は相手方が 送っている)	7時 40分頃 (相手方が送ってい る。)	7時 40分 <b>頃</b> ( )
昼食(家で食べる 時)	時 分頃 ( )	<b>時 分頃</b> ( )	<b>時 分頃</b> ( )	時 分頃
下校·降園·帰宅	20時 0分頃 遅いときは21時 頃 ( )	下校18時 帰宅19時0分頃 (相手方が迎えに行 く)	降園18時 帰宅19時0分頃 (相手方が迎えに行 く)	1 <b>9時 0分頃</b> ( )
夕食	20時 0分頃 (帰宅時間により、家族 と一緒に食べたり、一 人で食べたりする。)	20時 0分頃	20時 0分頃	<b>20時 0分頃</b> ( )
魔呂	21時 0分頃	21時 0分頃	21時 0分頃	時 分頃
就寝	( )	21時 30分頃	21時 30分頃	23時 0分頃